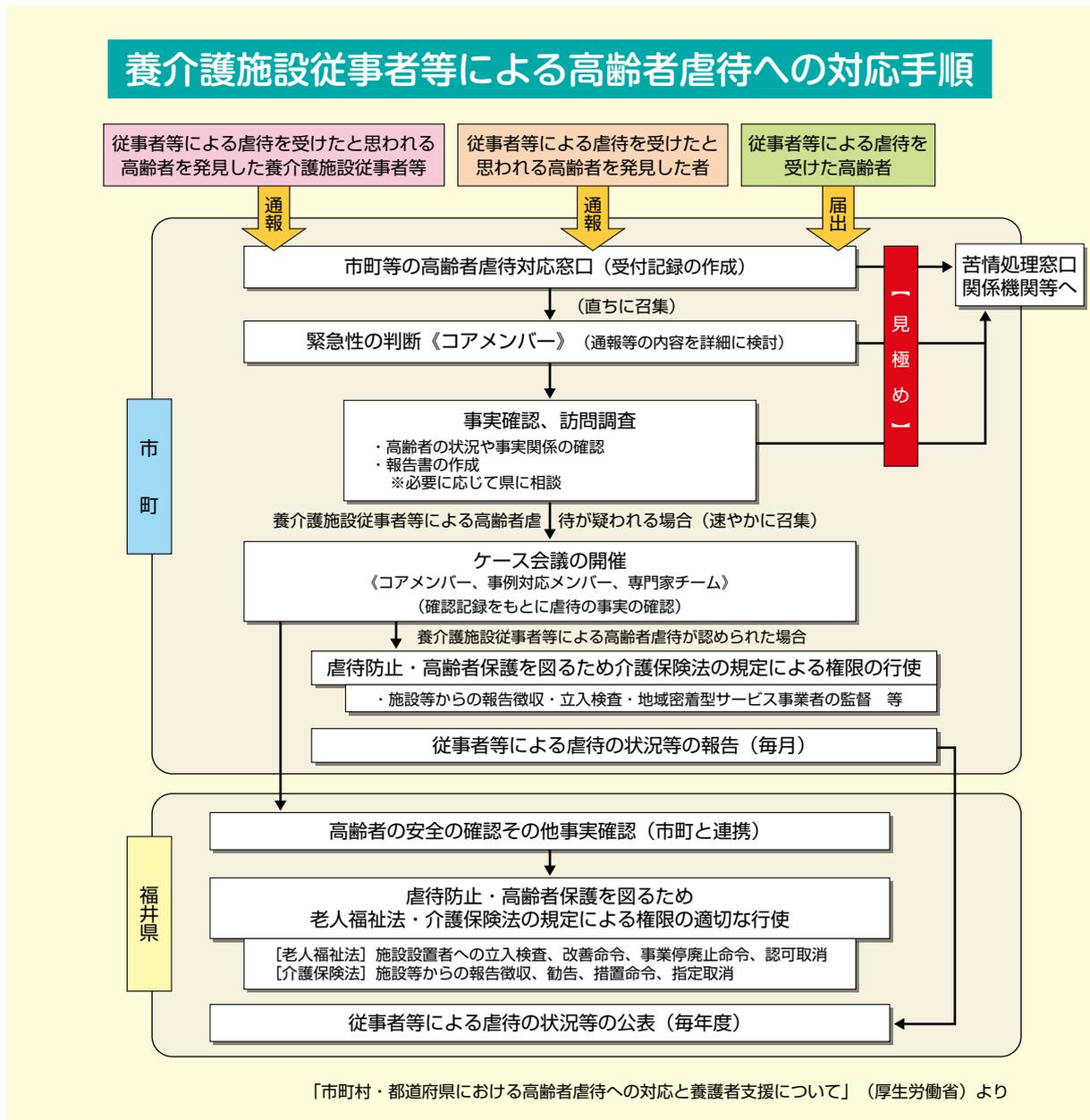


## 10 施設等における高齢者虐待への対応



### 安易な身体拘束は、高齢者虐待です

ベッドや車椅子などに体を縛りつけるなどの「身体拘束」は、介護保険施設の運営基準において、原則として禁止されています。身体拘束は、精神的苦痛とともに、関節の拘縮や筋力低下などを引き起こすなど身体的なダメージを与えるもので、高齢者虐待にあてはまります。

(介護保険指定基準)

「サービスの提供に当たっては、当該入所者（利用者）または他の入所者（利用者）等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合（※）を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行ってはならない。」

**Q 緊急やむを得ない場合とは？**

**A 以下の3つの要件を全て満たしている場合をいう。**

- ①切迫性 … 利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性 … 身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性 … 身体拘束が一時的なものであること